安否情報に関すること	総務部	総務部
船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること	海洋情報部（航行警報）	海洋情報部（第十一管区本部にあっては、海洋情報監理課）
	交通部（沿岸域情報提供システム等）	交通部（第十一管区本部にあっては、交通企画課及び交通安全課）
	警備救難部（船艇、航空機による伝達）	警備救難部
海上における避難住民の誘導・運送、秩序の維持に関すること	警備救難部	警備救難部
海上交通の安全の確保に関すること	交通部（船舶交通の安全確保）	交通部（第十一管区本部にあっては、交通企画課及び交通安全課）
	海洋情報部（航行警報、水深の調査）	海洋情報部（第十一管区本部にあっては、海洋情報監理課及び海洋情報調査課）
生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等に関すること	警備救難部	警備救難部
海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること	警備救難部	警備救難部
海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、排出油等の防除、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に関すること	警備救難部	警備救難部
緊急物資の運送、救護班の緊急輸送、傷病者の搬送に関すること	警備救難部	警備救難部
航路標識等の復旧に関すること	交通部	交通部（第十一管区本部にあっては、交通計画運用課）
緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧に関すること	警備救難部	警備救難部

防衛省及び防衛装備庁の国民保護計画の作成及び変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり作成及び変更したので、同条第５項及び同条第７項において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成 27 年 12 月 18 日

防衛大臣　中谷　元

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

防衛省・防衛装備庁国民保護計画

総　則

１　目　的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づき、防衛省（防衛装備庁を含む。以下同じ。）・自衛隊による武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資するため、防衛省・自衛隊が整備すべき体制、実施する措置の内容及び方法、関係機関との連携その他必要な事項を定めることを目的とする。

２　用語の定義

この計画において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

⑴　「武力攻撃事態等」とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第２条第２号で定義された武力攻撃事態及び同第３号で定義された武力攻撃予測事態をいう。

⑵　「国民の保護のための措置」とは、国民保護法第２条第３項に規定する国民の保護のための措置をいう。

⑶　「対策本部」とは、事態対処法第10条第１項に規定する武力攻撃事態等対策本部をいう。

⑷　「対策本部長」とは、事態対処法第11条第１項に規定する武力攻撃事態等対策本部長をいう。

⑸　「関係機関」とは、事態対処法第２条第４号に規定する指定行政機関（防衛省を除く。）、同条第５号に規定する指定地方行政機関（地方防衛局を除く。）、同条第６号に規定する指定公共機関及び国民保護法第２条第２項に規定する指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。（なお、特定の国民保護措置の実施に際し特に関係の深い機関がある場合には、括弧書きで個別に明示）

⑹　「各機関等」とは、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）に規定する防衛省本省の内部部局、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局（地方防衛局の所掌事務の一部を分掌するために置かれる支局その他の機関を含む。）並びに防衛装備庁（施設等機関を含む。）をいう。

⑺　「部隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第８条に規定する部隊等をいう。

⑻　「総監等」とは、武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長（別紙２のとおり）である方面総監、地方総監、航空方面隊司令官、航空混成団司令その他の部隊等の長をいう。

⑼　「隊員」とは、自衛隊法第２条第５項に規定する隊員をいう。

⑽　「実施部隊等」とは、自衛隊法第76条第１項、第78条第１項若しくは第81条第２項の規定により出動を命ぜられた部隊等のうち国民保護措置の実施を命ぜられたもの若しくは同法第77条の４第１項又は第２項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう。

⑾　「政令部隊等の長」とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第８条第２項に定められた部隊等の長をいう。

⑿　「都道府県協議会」及び「市町村協議会」とは、それぞれ国民保護法第37条第１項の規定により置かれた都道府県国民保護協議会及び第39条第１項の規定により置かれた市町村国民保護協議会をいう。

⒀　「都道府県対策本部」及び「市町村対策本部」とは、それぞれ国民保護法第27条第１項の規定により設置された都道府県国民保護対策本部及び市町村国民保護対策本部をいう。

⒁　「都道府県対策本部長」及び「市町村対策本部長」とは、それぞれ国民保護法第28条第１項に規定する都道府県国民保護対策本部長及び市町村国民保護対策本部長をいう。

⒂　「連絡官」とは、防衛省・自衛隊から対策本部、地方公共団体その他の関係機関に派遣され、部隊等との連絡調整等の業務に従事する隊員をいう。